人権問題特集号

みんなで築こう　人権の世紀

―考えよう　相手の気持ち　育てよう　思いやりの心―

平成25年度　人権ポスターコンクール最優秀作品

主催　長崎市教育委員会

長崎市立虹が丘小学校１年　山口（やまぐち）　樹（いつき）さん

長崎市立土井首中学校２年　本田（ほんだ）ゆり子（こ）さん

「人権」って難しい!?

人権は、例えば「健康に長生きしたい」、「幸せな生活を送りたい」といった自由や平等、幸福の追求を保障する、人が人間らしく生きるためにお互いが尊重しなくてはならないとても大切な権利です。

しかし、私たちのまわりでは、子どものいじめ、結婚や出産を理由にした退職勧奨、高齢者の虐待などさまざまな形で人権が侵害されています。また、本人にとっては、何気ない冗談のつもりの言動が相手を傷付け、時には人権を侵害してしまうこともあるかもしれません。

このように聞くと「もしかすると自分も知らないうちに人権を侵害しているかも？」と思うかもしれませんが、自分のことと同じように相手を尊重し、思いやることができれば、自然と人権を守ること、大切にすることにつながっていくのではないでしょうか。

発行／平成26年2月　長崎市市民局市民生活部人権男女共同参画室（長崎市魚の町5番1号）
TEL(095)826−0018　FAX(095)826−2244　E−mailアドレス jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp

只今進行中！

第２次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画

趣旨・策定理由

人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人が人権について正しく理解し、自分の人権だけでなく、相手の人権も大切にする必要があります。そのためには、学校、家庭、地域、職場等において、それぞれの段階に応じた人権教育や啓発が欠かせません。

長崎市では、平成16年に策定した「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づいて、人権尊重社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてきましたが、近年の社会情勢や市民意識の変化に対応して見直しを行い、新たに「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」として策定しました。

構成・進め方

この基本計画では、基本理念である「一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする『希望あふれる人間都市』の実現」のために、基本目標、主要課題、施策の方向を体系的に設定しています。具体的な事業は、基本計画の全体像を見据えつつ、施策の方向をもとに計画期間の満了までに達成すべき数値目標を設定して実施します。事業の成果や進捗状況は、毎年確認、検証を行います。

計画期間

長崎市第四次総合計画の計画期間との整合性を図るため、この基本計画の計画期間は平成25年度から平成32年度までの8年間としています。なお、平成28年度から平成32年度までの数値目標については、社会情勢や市民意識の変化、それまでのこの基本計画の進捗状況を反映するため、平成27年度にそれまでの数値目標を見直して決定します。

体系図

基本理念	基本目標	主要課題	施策の方向
一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現	1　あらゆる場における人権教育・啓発	（1）学校教育における取組	①子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成　②家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施 ③体験活動や交流活動を通した教育の推進　④教職員の資質向上の促進　⑤教育相談事業の充実
		（2）社会教育における取組	①地域や家庭における人権教育の推進　②社会教育施設における人権教育の推進 ③人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実　④人権に関する関係団体との連携・協働
		（3）人権啓発における取組	①市民への効果的な啓発の実施　②関係団体との連携　③職場の人権意識を高める取組の充実 ④人権に配慮した職場意識の整備促進
	2　重要課題に対する人権教育・啓発	（1）女性に関する取組	①男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進　②男女が共同参画できる社会の実現 ③男女間の暴力（ＤＶ、セクハラ）への対策の推進
		（2）子どもに関する取組	①子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進　②心身ともに健やかな子どもの育成 ③さまざまな問題への相談体制の充実
		（3）高齢者に関する取組	①高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備　②高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ③高齢者の権利擁護の推進
		（4）障害者に関する取組	①障害者への理解を深める教育・啓発の推進　②障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備 ③障害者の権利擁護の推進
		（5）同和問題に関する取組	①同和問題への理解を深める教育・啓発の推進　②差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携
		（6）外国人に関する取組	①外国人とともに暮らす環境づくり　②外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実
		（7）感染症患者等に関する取組	①感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進　②相談体制の充実と関係機関との連携
		（8）その他の課題に関する取組	①さまざまな問題への理解を深める教育・啓発の推進　②被害が発生した場合の相談や支援体制の周知
	3　平和な社会をつくる人権教育・啓発		①被爆の実相の継承と平和学習の充実　②核兵器廃絶に向けた平和メッセージの発信と平和意識の高揚 ③平和な世界をつくるネットワークの構築と国際交流・市民活動の充実
	4　特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発		①研修や啓発資料による教育・啓発の充実
	5　人権侵害から市民を守る体制づくり	相談体制の充実	①相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知　②相談、救済体制の充実　③関係機関の連携による機能強化
	6　人権施策を力強く進める環境づくり		①指導者となる人材の育成　②効果的な内容と手法の検討　③関係機関や団体相互の連携 ④マスメディア、ＩＴ関連技術を活用した情報提供

男女共同参画推進センターアマランス
イメージキャラクター**アマラちゃん**

※事業の概要や目標値など、この基本計画のくわしい内容をまとめた冊子やパンフレットは、人権男女共同参画室（男女共同参画推進センターアマランス（市民会館１階））にご用意しています。

たくさんの「人権の花」が咲きました

「人権の花」運動は、おもに小学生のみなさんにお互いに協力しながら花を育ててもらい、その活動を通じて生命の尊さを感じたり、協力すること、感謝することの大切さを学んだりしながら、人を思いやる心、人権を大事にする心を花と一緒に育ててもらうことを目的とした運動です。

この「人権の花」運動では、人権擁護委員が小学校などを訪問し、みなさんと一緒に花の世話をしたりするなど、運動を支えるさまざまな活動をしています。

尾戸小学校のみんなで育てた「人権の花」

今年度は、尾戸小学校をはじめとする15の学校が参加して、たくさんの「人権の花」を咲かせてくれました。この運動は、昭和57年度から30年以上も続いていますので、もしかすると、今回参加してくれたみなさんのお父さんやお母さんも小学生の頃にこの「人権の花」運動に参加したことがあるかもしれませんね。

長崎市の人権擁護委員をご紹介します

人権擁護委員は、人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害の被害者を救済したり、市民の方に人権についてもっと関心を持ってもらえるように啓発活動を行う法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。

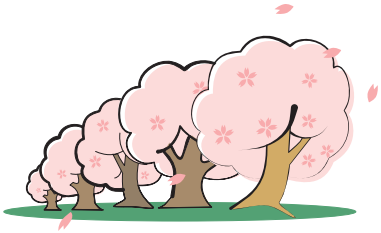

氏　　名	氏　　名	氏　　名	氏　　名
阿部　康博	坂梨　健次郎	多良　博明	三浦　武志
賀來　邦子	下平　哲也	中村　尚志	宮地　一重
片山　シノブ	杉本　良和	野々村　直子	森　茂八郎
栗山　洋子	染木　富美代	野本　美和子	森内　敏和
小島　香代子	髙比良　芳紀	濵田　みさ	森田　マサ子
坂上　隆弘	疊屋　幸一	松尾　惠子	

平成25年12月1日現在（50音順、敬称略）

人権問題で困ったら人権相談窓口にご相談を

みんなの人権１１０番　電話　0570－003－110
女性の人権ホットライン　電話　0570－070－810
子どもの人権１１０番　電話　0120－007－110（フリーダイヤル）

秘密厳守
相談無料

いずれも受付時間は、平日8時30分から17時15分まで
お問い合わせ：長崎地方法務局人権擁護課（万才町8－16）　電話（095）820－5982